

意匠審査基準一部抜粋資料

第 2 部 意匠登録の要件

第 1 章 工業上利用することができる意匠

21.1 意匠法第 3 条第 1 項柱書の規定

意匠法第 3 条第 1 項柱書は、意匠登録出願されたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しなければ、意匠登録を受けることができない旨規定したものである。

意匠登録出願されたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→21. 1. 1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→21. 1. 2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→21. 1. 3)

21.1.1 意匠を構成するものであること

意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠の意匠とは、意匠法第 2 条第 1 項において定義されている意匠、すなわち、物品の形態であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである。

よって、意匠登録出願されたものが、意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 物品と認められるものであること (→21. 1. 1. 1)
- (2) 物品自体の形態であること (→21. 1. 1. 2)
- (3) 視覚に訴えるものであること (→21. 1. 1. 3)
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→21. 1. 1. 4)

21.1.1.1 物品と認められるものであること

意匠登録出願されたものが意匠として成立するためには、物品の形態についての創作でなければならず、物品と形態とは一体不可分であることから、物品を離れた形態のみの創作、例えば、模様又は色彩のみの創作は、意匠とは認められない。

(1) 意匠法の対象とする物品について

意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。

参考資料 4

(2) 物品と認められないものの例

①原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの、例えば、門、組立てバンガローは、物品と認められる。

②固体以外のもの

電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形態を有していないものは、物品と認められない。

③粉状物及び粒状物の集合しているもの

粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であっても一定の形態を有していても、その集合体としては特定の形態を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形態を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

④物品の一部であるもの

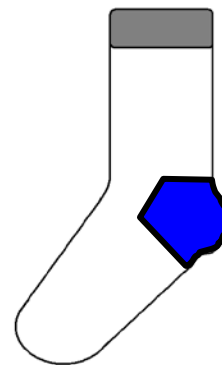
その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下」の一部である「靴下のかかと」は、そのみで通常取引状態において独立の製品として取り引きされるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品（部分品）は、それが互換性を有しており、かつ通常取引状態において独立の製品として取り引きされている場合には、物品と認められる。

【事例】

「靴下のかかと」



「靴下」



21.1.1.2 物品自体の形態であること

意匠は、物品の形態であることから、物品自体の形態と認められないものは、意匠とは認められない。

(1) 物品自体の形態について

物品自体の形態とは、物品そのものが有する特徴又は性質から生じる形態をいう。

(2) 物品自体の形態と認められないものの例

①販売展示効果を目的としたもの

例えば、物品がハンカチの場合、販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形態は、ハンカチという物品自体の形態とは認められない。ただし、折り畳んだハンカチを別の物品の形に模して置物にしたような場合は、置物という物品自体の形態と認められる。

21.1.1.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第 2 条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

(1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。

(2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

①粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形態を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

意匠法第 2 条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

(1) 美感について

意匠法第 2 条第 1 項に規定する美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

(2) 視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例

①機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの

②意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの

21.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能

②意匠に係る物品の形態

ただし、意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、美的創作として出願された意匠の内容について、具体的な一の意匠として導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

換言すれば、例えば、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に合理的に善解し得る場合

②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 2 章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。

また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

（1）意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

なお、以下の事例において、特許庁長官名による手続補正指令書（方式）が送付され、当該指令書に対する応答補正が提出されたときには、まず、出願当初の記載不備を有する願書の記載及び願書に添付した図面等から、意匠登録を受けようとする意匠が具体的なものと認められるか否かを判断し、次にその判断結果に基づいてその応答補正が出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであるか否かを判断する。（第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 1 章「補正」参照）

参考資料 4

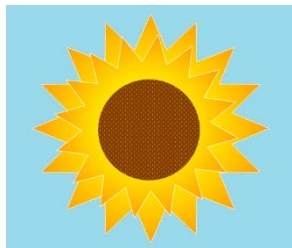
- ①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合
- ②図が相互に一致しない場合
- ③図面、写真などが不鮮明な場合
 - (i) 図面、写真などが小さすぎたり、不鮮明であって、正確に意匠を知ることができない場合
 - (ii) 鮮明な図面、写真などであっても、背景、ハイライト、陰影など余分なものがあらわされていて、正確に意匠を知ることができない場合

ただし、コンピュータ・グラフィックスにより作成した図において、外形形状を明確にするために、背景に単一色による彩色を施した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄に、その彩色が、背景の彩色である旨の説明を記載した場合、及び、当該説明の記載がなくても背景の彩色であることが明らかな場合を除く。

一方、下の例のように、図全体が出願の意匠に係る物品の形態を表しているのか、図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的なものと認められない。

背景の彩色についての説明が必要なものの例

【表面図】



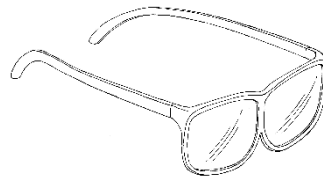
意匠に係る物品「装飾用シール」
出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、
水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明

- ④意匠が抽象的に説明されている場合
 - 願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合
- ⑤材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合
(意匠法第 6 条第 3 項)
- ⑥変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合
 - 動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合 (意匠法第 6 条第 4 項) (意匠法施行規則様式第 6 備考 20)

参考資料 4

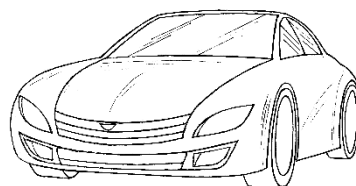
- ⑦着色した図面において一部に着色していない部分がある場合
ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く。（意匠法第 6 条第 6 項）
- ⑧図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合（意匠法第 6 条第 7 項）（意匠施行規則様式第 6 備考 2 4）
- ⑨図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表した場合
(i) ただし、下記の場合は除く
イ 形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合（意匠法施行規則様式第 6 備考 7）、並びに、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合

説明の記載の省略が認められるものの例



意匠に係る物品「眼鏡」

「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではない。



意匠に係る物品「乗用自動車」

「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でない。

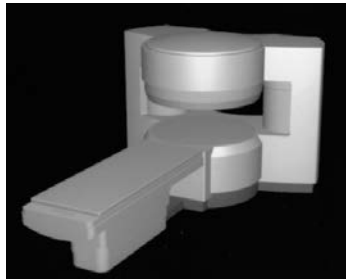
- ロ コンピュータ・グラフィックスにより作成した図において「陰」としての明度変化を表している場合であって、願書の「意匠の説明」の欄に、その明度変化が「陰」である旨の説明を記載した場合、及び、当該説明の記載がなくても「陰」であることが

参考資料 4

明らかな場合

ただし、下の b の例のように、各面に表された彩色が「陰」であるのか否か明らかなでない場合には、意匠が具体的なものと認められない。

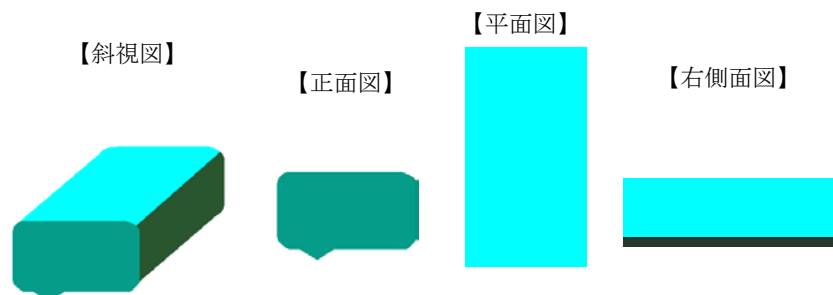
- a 説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例



意匠に係る物品「医療用画像撮影機」

意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

- b 説明の記載がなければ明度変化が「陰」であるか否か明らかなでないものの例



意匠に係る物品「消しゴム」

(ii) 物品に表された文字、標識は以下のように取り扱う。

- イ 物品に表された文字、標識は、下記のロに掲げるものを除き意匠を構成するものとして扱う。
- ロ 物品に表された文字、標識のうち専ら情報伝達のためだけに使用されているものは、模様と認められず意匠を構成しない。ただし、図形中に表されていても削除を要しない。

例としては以下のとおり。

- a 新聞、書籍の文章部分
- b 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

⑩ 立体を表す図面が下記に該当する場合

- (i) 図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が 1 対 1 対 2 分の 1 のもの）又はカバリエ図（当該比率が 1 対 1 対 1 のもの）に限る。）により作成されていない場合

参考資料 4

ただし、下記のものは除く。

イ 大型機械などの写真で、正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法により作成した図と同様の写真を作成することが困難な場合において、斜視図のように作成された写真

ロ 模様を表したコップのように、模様を展開図に表した方が意匠を正確に知ることができ、かつ形状を正確に展開できる場合において、模様部分の展開図と模様を省略した形状を表す図とを併用した図面

(ii) 各図の縮尺が相違する場合

(iii) 6 面図が揃っていない場合（立体的なものの場合）

ただし、下記の場合は除く。

イ 正投影図法により作成した図について、次の表の左の欄に掲げる場合において、その右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合
(意匠法施行規則様式第 6 備考 8)

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背 面 図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底 面 図
正面図、背面図、左側面図 及び右側面図が同一の場合	背 面 図 左 側 面 図 右 側 面 図

ロ 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図による場合であって、次の表の左の欄に掲げる図を記載しているときに、その右欄に掲げる図の全部又は一部を省略している場合

(意匠法施行規則様式第 6 備考 9)

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

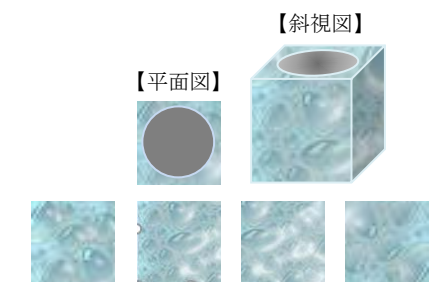
ハ 底面図が不足する場合であっても、以下の a 又は b であって通常は底面を見られることがなく、かつ、底面図がなくても願書及び図面の記載を総合的に判断すれば、具体的な意匠の内容を導き出すことができる場合

参考資料 4

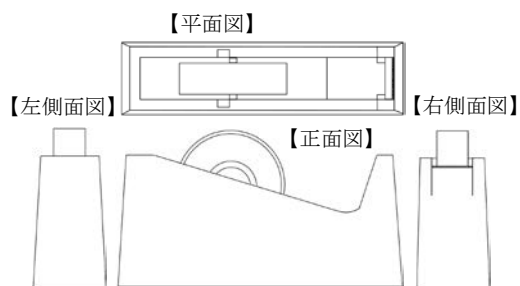
- a 床面や卓上などに置いて使用するもの
- b 車両などの重量物

(注) 床面や卓上などに置いて使用するものとは、使用時に持ち上げるものではないものをいう。例えばティーポットのように、持ち上げて使用するものは除く。(参考：平成 12 年（行ケ）58 号「ティーポット」事件)

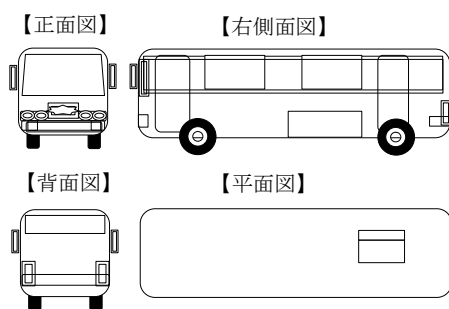
底面図がなくても意匠が具体的と認められるものの例



【左側面図】 【正面図】 【右側面図】 【背面図】
意匠に係る物品「花器」

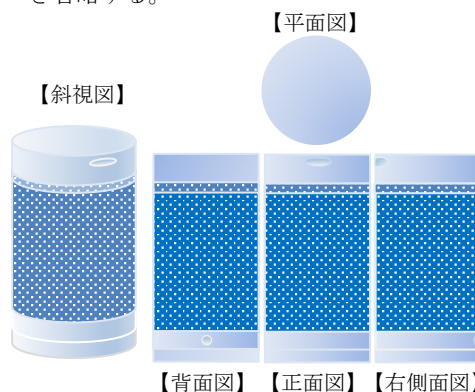


意匠に係る物品「テーブルカッター」
【意匠の説明】 背面図は正面図と対称につき省略する。



意匠に係る物品「バス」

【意匠の説明】 左側面図は右側面図と対称につき省略する。

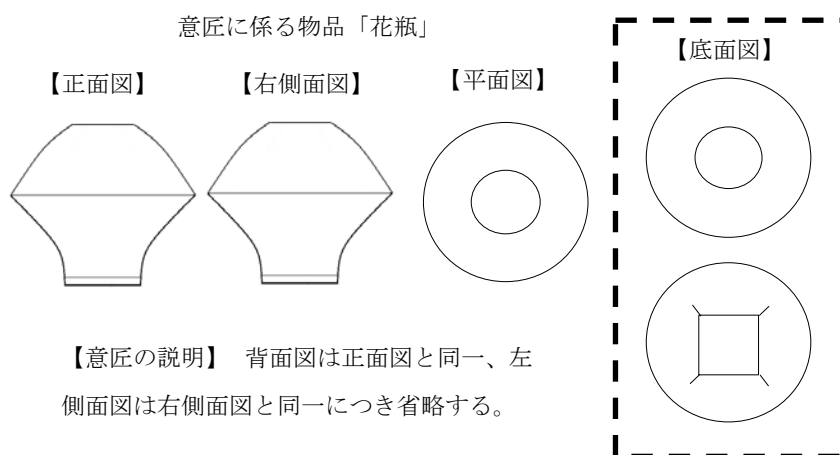


意匠に係る物品「スピーカー」

【意匠の説明】 左側面図は右側面図と対称につき省略する。

底面図がなければ意匠が具体的と認められないものの例

参考資料 4



※この例では、右枠内のように、様々な態様が想定されるため、具体的な意匠を導き出せない。

ニ 意匠法第 2 条第 2 項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合において、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合

ホ 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、以下の a から c のいずれかに該当する図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合

- a 正面図又は背面図のいずれか一方
- b 左側面図又は右側面図のいずれか一方
- c 平面図又は底面図のいずれか一方

(iv) 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していない場合（意匠法施行規則様式第 6 備考 9）

⑪ 平面的なものを表す図面が下記に該当する場合

- (i) 各図の縮尺が相違する場合
- (ii) 2 面図が揃っていない場合（平面的なものの場合）

ただし、次の表の左に掲げる場合において右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合を除く。

（意匠法施行規則様式第 6 備考 10）

表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合	裏 面 図
裏面図が無模様の場合	〃

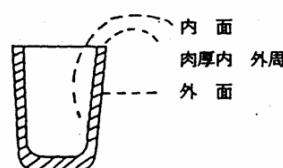
参考資料 4

(注) 平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

- ⑫形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分らない場合（意匠法施行規則様式第 6 備考 1 2）
- ⑬意匠法施行規則様式第 6 備考 1 3 によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合
- (i) 省略箇所が 2 本の平行な 1 点鎖線で切断されていない図面
 - (ii) 省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がない場合
- ⑭ 6 面図又は 2 面図だけでは意匠が十分表現されない場合において、下記の図面がない場合
- (i) 意匠法施行規則様式第 6 備考 1 4 に規定する展開図、断面図、拡大図など
 - (ii) 積み木、組木にあつては意匠法施行規則様式第 6 備考 1 9 に規定する斜視図
- ⑮断面図などの切断面および切断箇所の表示が下記に該当する場合
- (i) 切断面に平行斜線が不完全又ははない場合
 - (ii) 切断箇所が表示（切断鎖線、符号及び矢印）によって明確に示されていない場合
- ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く。（意匠法施行規則様式第 6 備考 1 5）
- ⑯部分拡大図について、その拡大箇所の表示（切断鎖線、符号、矢印）がない場合（意匠法施行規則様式第 6 備考 1 6）
- ⑰分離できる物品が下記に該当する場合
- ふたと本体のように分離することができる物品であつて、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がない場合（意匠法施行規則様式第 6 備考 1 8）
- ⑱透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第 6 備考 2 4 の規定によって作成されていない場合

(注) 備考 24 に規定する「外周」について

コップの縦断面図による例示



(i) 電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考 2 4 イの要領で表す。ただし、肉厚は表さない。

(ii) その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考 2 4 ロ、ハの要領で表す。

なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする。(意匠法第 6 条第 7 項) (上記⑧参照)

21.1.3 工業上利用することができるものであること

意匠法で保護される意匠は、特許法、実用新案法にいう産業上利用することができる発明又は考案とは異なり、工業的方法により量産可能なものに限られる。例えば、農具は農業に使用されるものであるが、農具そのものは工業的方法により量産されるものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

(1) 工業上利用することができることについて

工業上利用することができるとは、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るということであり、現実には工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

(2) 工業上利用することができるものと認められないものの例

以下に該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、意匠法第 3 条第 1 項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

①自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの

自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形美というべきものを意匠の主たる要素としたものであって、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。

②土地建物などの不動産

工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。(上記 21.1.1.1(2)「物品と認められないものの例」参照)

③純粋美術の分野に属する著作物

このような著作物は、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用することができるものに該当しない。

第 5 部 一意匠一出願

51.1 意匠法第 7 条の規定

意匠法第 7 条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないことについて規定したものである。

意匠法第 7 条は、設定する権利内容の明確化という観点から定められ、一つの意匠について排他的独占権である意匠権を一つ発生させることにより、権利の安定性を確保し、無用な紛争を防止するためにとられた手続上の便宜及び権利設定後の権利侵害紛争等における便宜を考慮したものである。

また、意匠法第 6 条で願書に記載する旨規定している「意匠に係る物品」の欄の記載を意匠登録出願人の自由にまかせて、例えば、「陶器」という記載を認めたのでは、「花瓶」と記載した場合に比べて、その用途及び機能において非常に広汎な意匠について意匠登録出願を認めたものと同一の結果を生ずる。したがって、物品の区分については別に経済産業省令で定めることにしたのである。

51.1.1 経済産業省令で定める物品の区分

経済産業省令で定める物品の区分とは、意匠法施行規則第 7 条に規定する別表第一に表された物品の区分である。

意匠法第 7 条の経済産業省令で定める物品の区分によりという規定を受けた別表第一は、物品の区分を例示している。ただし、2,400 余りの物品の区分を単に 50 音順に列記したのでは適切な区分の検索が容易でないので、それらを 65 の物品群に大別し、さらにその中を適宜共通する群ごとにまとめている。別表第一の上段及び中段の表示は、単に下段の物品の区分の見出しとして位置づけられるものである。

下段に記載された物品の区分は、その意匠を認識するために必要な物品の名称の大きさを示すものであって、その物品の用途が明確に理解され、普通使用されている物品の名称と認められるものである。

51.1.2 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

以下に該当する願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

- (1) 商標名、何何式等固有名詞を付したもの
- (2) 総括名称を用いたもの
(例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)

- (3) 構造又は作用効果を付したもの
(例、何何装置、何何方法)
 - (4) 省略された物品の区分
(例、8 ミリ)
 - (5) 外国文字を用いたもの
 - (6) 日本語化されていない外国語を用いたもの
 - (7) 用途を明確に示していないもの
(例、ブロック)
 - (8) 組（意匠法施行規則別表第二（以下「別表第二」という。）によらないもの）、セット、一揃、ユニット（歯科用ユニットを除く。）、一対、一足等の語を用いたもの
 - (9) 形状、模様及び色彩に関する名称を付したもの
 - (10) 材質名を付したもの
(例、何何製)
- ただし、普通名称化している場合は除く。

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

- (1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
 - (2) 二以上の物品の図面を表示した場合（数個の物品を配列したものの場合を含む。）
- ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

51.1.2.3 部分意匠についての取扱い

部分意匠についての意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.7.1「意匠法第 7 条に規定する要件を満たさないものの例」を参照されたい。

第 7 部 個別の意匠登録出願

第 1 章 部分意匠

71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 10 条の規定

意匠法第 9 条及び第 10 条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士においてその適用について判断する。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第 6 部「先願」及び第 7 部「個別の意匠登録出願」第 3 章「関連意匠」を参照されたい。

71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠同士が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ①部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が、同一又は類似であること
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似であること
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、同一又は類似であること
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中でのそれぞれの位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

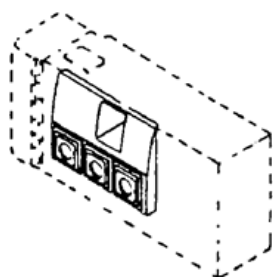
(5) 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠と部分意匠との類否判断については、上記 71.4.2.2.1「公知の意匠と部分意匠との類否判断」(5)「公知の意匠と部分意匠との類否判断」に準じて行う。

71.9.1.1 意匠法第 9 条第 1 項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

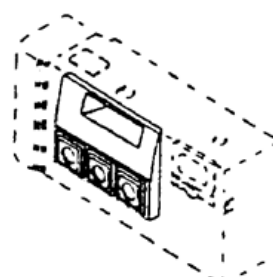
【事例 1】先願に係る部分意匠の
意匠登録出願

「カメラ」



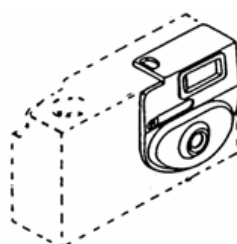
部分意匠の意匠登録出願

「カメラ」



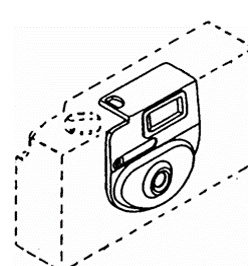
【事例 2】先願に係る部分意匠の
意匠登録出願

「デジタルカメラ」



部分意匠の意匠登録出願

「デジタルカメラ」



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに
出願されたものである場合には、意匠法第 3 条の 2 の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第 3 条の 2 の規定を適用する。

71.9.1.2 意匠法第 9 条第 2 項又は第 10 条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

当該事例については、上記 71.9.1.1 「意匠法第 9 条第 1 項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例」事例 1 及び事例 2 において、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願を同日に出願された部分意匠の意匠登録出願に読み替えて参照されたい。

参考資料 4

別添 組物の構成物品表

組物の意匠は、原則、それぞれの「構成物品」の欄内に掲げられる全物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならない。

それ以外の物品を含むものについては、その加えられた物品が同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるものとする。

なお、「備考」の欄に注意書が付されている組物は、その「構成物品」の欄内の二種以上を最低限含む組み合わせによるものあるいは細分された「構成物品」の欄ごとの組み合わせによるものを組物と取り扱う。

	組物	構成物品	備考
1	一組の下着セット	ブラジャー ガードル パンティ スリッパ キャミソール ペチコート ボディースーツ	欄内の二種以上の物品を含むもの
2	一組のカフスボタン及び ネクタイ止めセット	カフスボタン ネクタイ止め	
3	一組の装身具セット	ネックレス イヤリング	
4	一組の喫煙用具セット	卓上ライター 灰皿	
5	一組の美容用具セット	電気マッサージ器 電気眉毛そり器 電気洗顔パフ 電気吸引パター	いずれかの欄の構成物品の組み合わせ方によるもの
6	一組のひなセット	内裏ひな 三人官女 五人ばやしひな 左右大臣ひな	
7	一組の洗濯機器セット	電気洗濯機 衣類乾燥機	
8	一組の便所清掃用具セット	ケース付たわし 汚物入れ	

参考資料 4

9	一組の洗面用具セット	歯ブラシ立て コップ	
10	一組の電気歯ブラシセット	電気歯ブラシ ホルダー	
11	一組のキャンプ用鍋セット	なべ フライパン	
12	一組の紅茶セット	紅茶わん及び受皿 ティーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
13	一組のコーヒーセット	コーヒー茶わん 及び受皿 コーヒーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
14	一組の酒器セット	グラス 氷入れ グラス デカンタ 徳利 杯	いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも の
15	一組の食卓用皿及び コップセット	食卓用皿 コップ	
16	一組のせん茶セット	せん茶茶碗 きゅうす	
17	一組のディナーセット	肉皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ	
18	一組の薬味入れセット	食卓塩振り こしょう振り しょう油つぎ ソースつぎ	いずれかの欄の 構成物品の組み 合わせ方によるも の

参考資料 4

19	一組の飲食用ナイフ、 フォーク及び スプーンセット	ナイフ フォーク スプーン	
20	一組のいすセット	いす (二以上)	
21	一組の応接家具セット	テーブル 安楽いす	
22	一組の屋外用いす及び テーブルセット	屋外用いす 屋外用テーブル	
23	一組の玄関収納セット	下駄箱 収納棚	
24	一組の収納棚セット	収納棚 (二以上)	
25	一組の机セット	机 脇机	
26	一組のテーブルセット	テーブル (二以上)	
27	一組の天井灯セット	天井灯 天井灯用つり飾り	
28	一組のエアーコン ディショナーセット	エアーコンディショ ナー エアーコンディショ ナー室外機	
29	一組の洗面化粧台セット	洗面化粧台 化粧鏡 収納棚	
30	一組の台所セット	流し台 調理台 ガス台 収納棚	
31	一組の便器用付属品セット	便蓋カバー 便座カバー 便所用マット	
32	一組の紅茶セットおもちゃ	各構成物品は上記お もちゃでない組物に それぞれ準ずる。	
33	一組のコーヒーセット おもちゃ		
34	一組のディナーセット おもちゃ		

参考資料 4

35	一組の薬味入れセット おもちゃ		
36	一組のナイフ、フォーク 及びスプーンセット おもちゃ		
37	一組のゴルフクラブセット	ゴルフクラブ (二以上)	
38	一組のドラムセット	ドラム シンバル	
39	一組の事務用具セット	はさみ ペーパーナイフ ペーパーカッター 定規 ステープラー	欄内の二種以上 の物品を含むもの
40	一組の筆記具セット	シャープペンシル ボールペン 万年筆 マーキングペン	欄内の二種以上 の物品を含むもの
41	一組の自動車用 エアスポイラーセット	自動車用空気整流器 (二以上)	
42	一組の自動車用 シートカバーセット	シートカバー (二以上)	
43	一組の自動車用 フロアマットセット	フロアマット (二以上)	
44	一組の自動車用 ペダルセット	アクセルペダル ブレーキペダル	
45	一組の自動二輪車用 カウルセット	カウル (二以上)	
46	一組の自動二輪車用 フェンダーセット	フロントフェンダー リアフェンダー	
47	一組の車載用経路誘導機 セット	車載用経路誘導機本 体 モニターテレビ受像 機	

参考資料 4

48	一組のオーディオ機器 セット	チューナー アンプ スピーカーボックス	チューナーとアン プ一体型も含む。
49	一組の車載用オーディオ 機器セット	車載用チューナー 車載用アンプ スピーカーボックス	車載用チューナー と車載用アンプ一 体型も含む。
50	一組のスピーカー ボックスセット	スピーカーボックス (二以上)	
51	一組のテレビ受像機セット	テレビ受像機 テレビ台	
52	一組の光ディスク再生機 セット	モニターテレビ 受像機 光ディスク再生機	
53	一組の電子計算機セット	電子計算機 電子計算機用データ 表示機又は データ出力機 電子計算機用データ 表示機付き 電子計算機 電子計算機用 キーボード又は データ入力機 電子計算機用 キーボード付き 電子計算機 電子計算機用 データ表示機 電子計算機 (二以上(複数の 筐体により構 成されたもの)) 電子計算機 データ入出力用 補助機	いずれかの欄の構 成物品の組み 合わせ方によるも の
54	一組の自動販売機セット	自動販売機	

参考資料 4

		(二以上)	
55	一組の医療用エックス線 撮影機セット	エックス線撮影機 医療用ベッド	
56	一組の門柱、門扉 及びフェンスセット	門柱 門扉 フェンス	